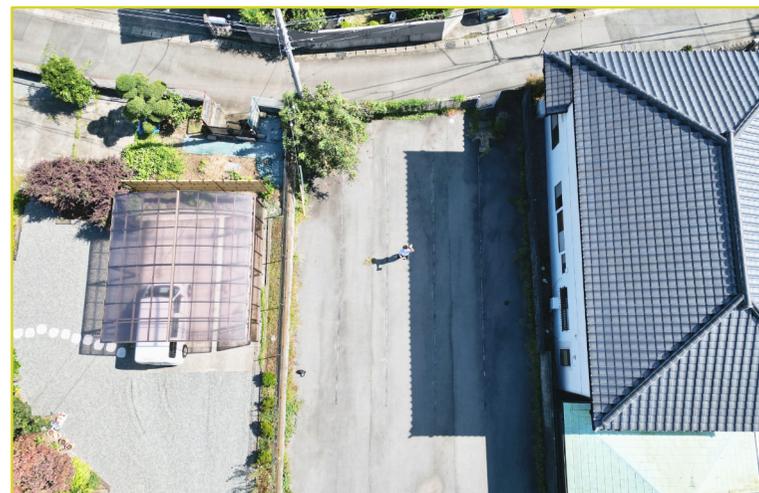


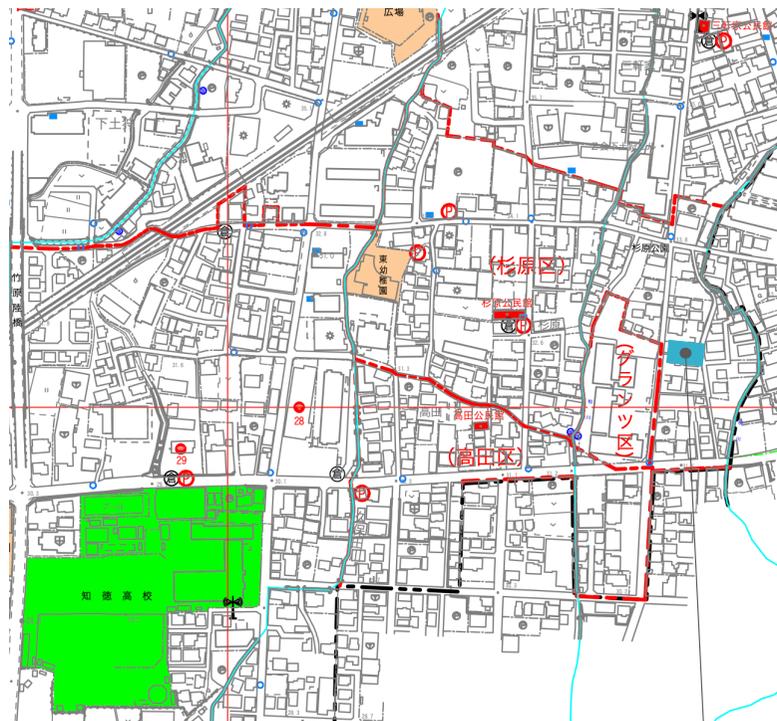
価 格	2,200万円 (坪単価 : 47.8万円)
土地面積 (公簿)	152.09㎡ (46.0坪)
交 通	JR東海道本線【三島駅】1.1km
学 区	長泉南小学校・長泉中学校
物件所在	長泉町下土狩125番4
概 要 (土地)	
都市計画	市街化区域
用途地域	第一種住居地域
建蔽率/容積率	60% / 200%
他の法令上の制限	建築基準法第22条指定区域
条件等	備考に記載
現況/引渡日	駐車場 / 相談
道 路	東側/幅員4.0m/公道 (1項1号) 接道/10.6m
土地権利	所有権
地 目	宅地
設 備	東京電力・個別プロパンガス・公営水道・公共下水道
備 考	アスファルトの撤去等の更地渡しについては ご相談ください。 敷地内に電柱及び支線があります。

※ 物件案内書と現況に相違がある場合は現況を優先します





長泉町ハザードマップ



■ 対象物件

- 凡例
- 対象物件 ■
- 土砂災害特別警戒区域 ■
- 土砂災害警戒区域 ■

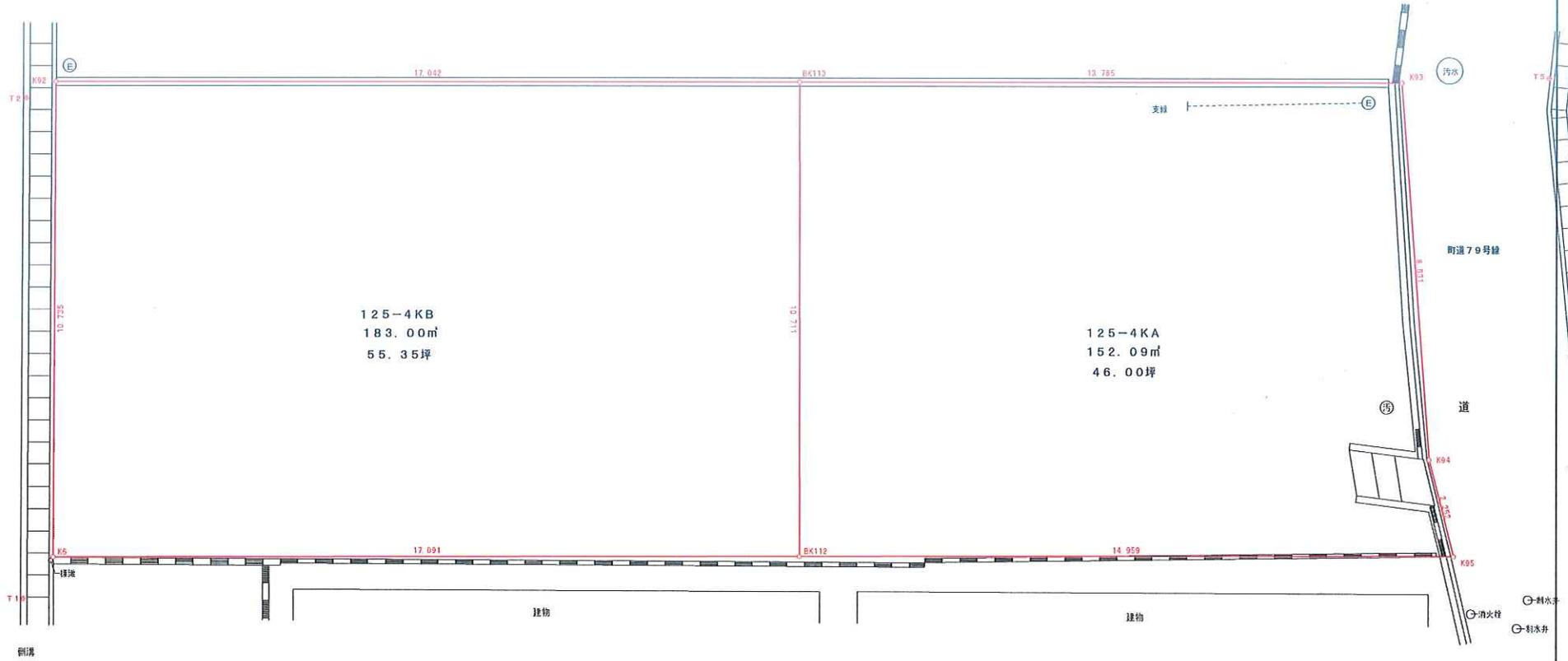


請求部	所在	駿東郡長泉町下土狩字柄在家				地番	125番4			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅷ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

分割案図



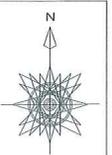
S=1:100



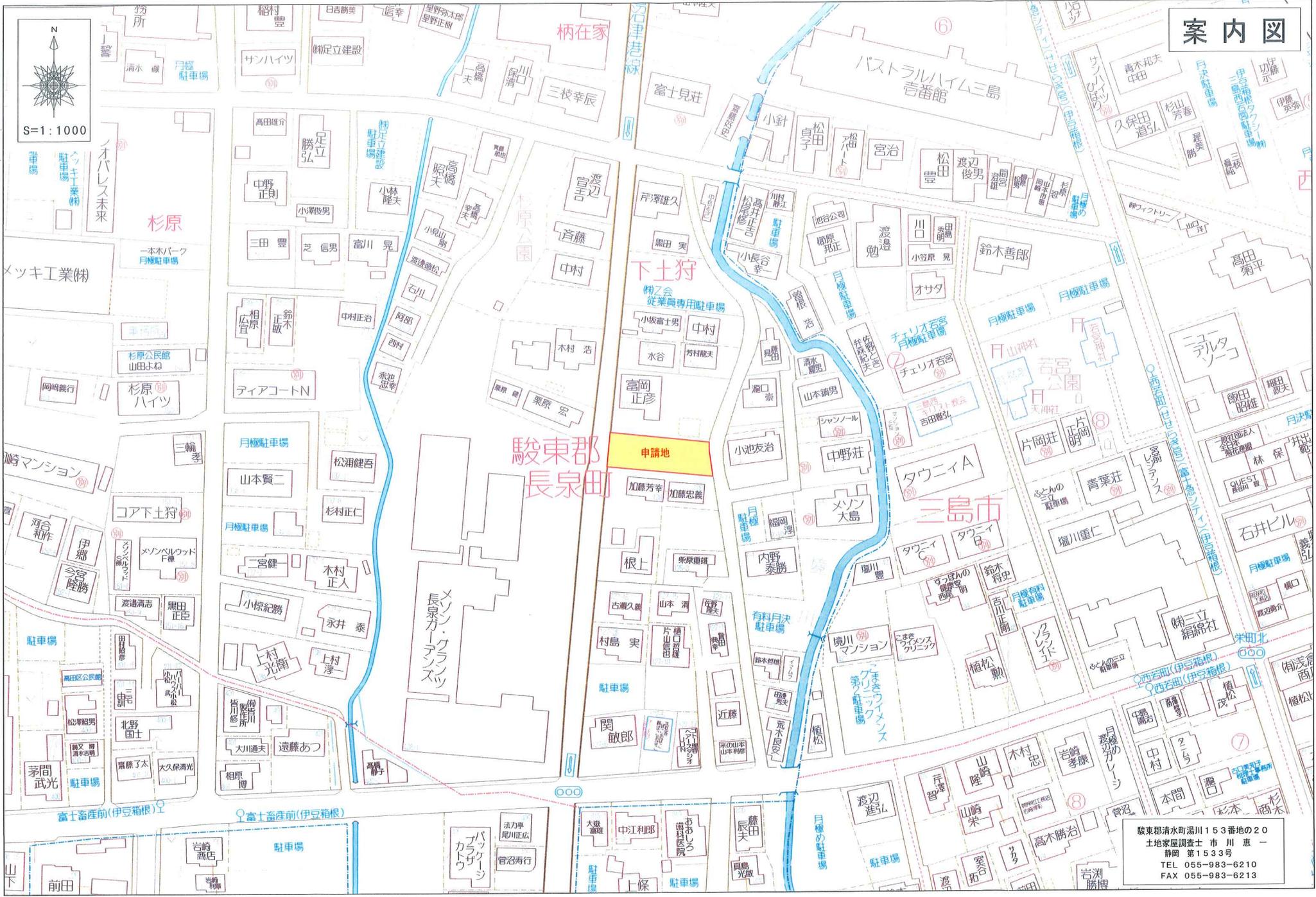
地番 125-4KB				
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} - Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} - Y _{n-1})
BK112	-97455.959	36892.881	18.027	-1756838.572893
BK113	-97445.296	36893.893	-15.951	1554349.916496
K92	-97443.662	36876.930	-18.027	1756616.894874
K6	-97454.344	36875.866	15.951	-1554494.241144
			合計	-366.002667
			合計面積	183.0013335
			地積	183.00 m ²

地番 125-4KA				
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} - Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} - Y _{n-1})
BK113	-97445.296	36893.893	-14.733	1435661.545968
BK112	-97455.959	36892.881	13.880	-1352688.710920
K95	-97457.372	36907.773	14.545	-1417517.475740
K94	-97455.147	36907.426	-0.159	15495.368373
K93	-97446.618	36907.614	-13.533	1318745.081394
			合計	-304.190925
			合計面積	152.0954625
			地積	152.09 m ²

案内図



S=1:1000



申請地

駿東郡
長泉町

三島市

駿東郡清水町湯川153番地の20
土地家屋調査士 市川 恵一
静岡 第1533号
TEL 055-983-6210
FAX 055-983-6213

加入負担金

第30条 給水装置を新設し、又はメーターの口径を増径する者は、メーターの口径の区分に従い次の表に掲げる額に100分の110を乗じて得た額を加入負担金として納入しなければならない。この場合において、メーターの口径を増径する者が納付する加入負担金の額は、新口径にかかる加入負担金と旧口径にかかる加入負担金との差額に相当する額とする。

メーター口径 (引込管)	加入負担金	栓数	メーター口径 (引込管)	加入負担金	栓数
13mm	55,000円 (50,000円)	4栓以下	50mm	1,133,000円 (1,030,000円)	協議
20mm	154,000円 (140,000円)	15栓以下	75mm	2,750,000円 (2,500,000円)	協議
25mm	242,000円 (220,000円)	30栓以下	100mm	4,675,000円 (4,250,000円)	協議
30mm	396,000円 (360,000円)	協議	150mm	10,230,000円 (9,300,000円)	協議
40mm	737,000円 (670,000円)	協議			

ただし、中高層建築住宅で親メーターのみ設置されている場合の加入負担金は、当該建物の給水戸数に各戸の給水装置の引込管の口径による加入負担金を乗じて得た額とする。

2 既納の加入負担金は還付しない。ただし、工事を中止又は変更した場合においては、還付することができる。

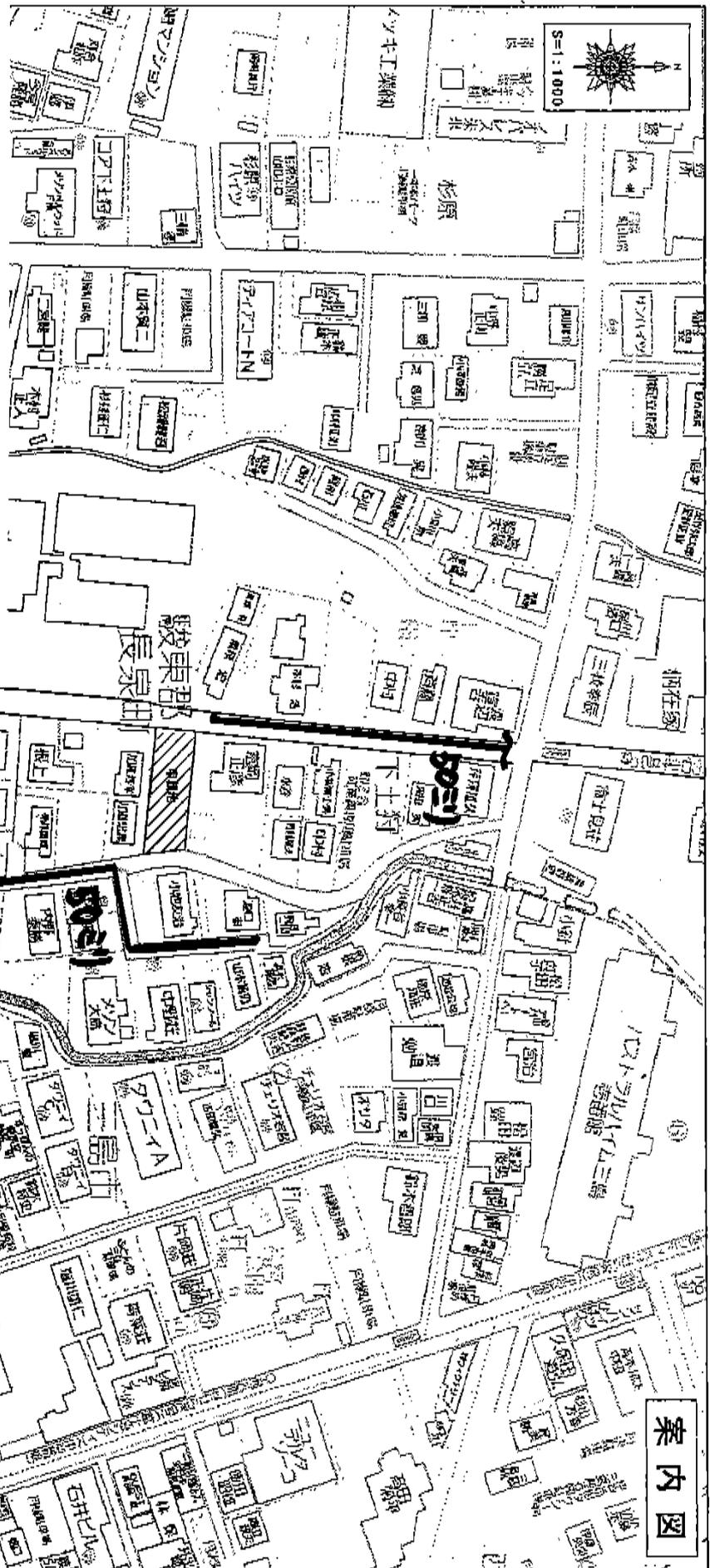
※ 特例

1 昭和62年3月31日以前に口径13mmに加入された方は、給水栓数5栓から9栓までは加入負担金の増額をすることなく口径20mmに増径できます。

しかし、本管取り出し、内部配管については、口径20mmで配管していただきます。

2 長泉町内での公共事業による移動に限り、加入負担金を納入することなく元の口径と同じメーターを設置できる場合がありますので、給水装置工事申込み前に必ず上下水道課と協議してください。なお、加入負担金なくメーターを設置できる場合でも、新規の加入負担金を納入すると還付はできません。

2019/10/01現在



案内図

有限会社 **ボシ** 企画 御中 高野 様

FAX: 976-5301

お問い合わせ物件の前面道路に **都市ガス本管** は

ございます ございません

現在図示の位置に **本管** があります

静岡ガス株式会社 東部支社 ルーフト開発グループ
TEL: 055-927-2817 FAX: 055-927-2857



土地家屋調査士 川島 一
 〒410-0820 静岡県静岡市東部区
 TEL 055-923-5110
 FAX 055-923-5112